

## 職 員 及 び 規 定

## 1. 職員 (昭和43年1月1日現在)



文部事務官	至郎秀	至郎秀	文部技官	成忠	重安
"	一一正子	一一正子	"	律行敏	節信吉淳
"	男一夫	男一夫	"	正善	惟子雄治
"	弘造明祥	弘造明祥	"	正	喜信
"	夫夫己子	夫夫己子	"	新 <small>ア</small>	熏
"	二稔修	二稔修	"	子	子
"	隆光	隆光	"	子	子
文部技官	太寿進城	洋正繁年	員	澄	厚良誠
"	洋正繁年	吉俊義勝	技能員	君	郎三男介誠
"	照哲豪亨康	照哲豪亨康	"	俊	勝光惟子
"	保和	保和	"	正	雄治
"	野川水政	野川水政	"	善	喜信
"	山見元川	山見元川	"	新	熏
"	井藤野	井藤野	"	子	子
"	井林田	井林田	"	子	子
"	山村崎代	山村崎代	"	子	子
"	内千北奥倉	内千北奥倉	"	子	子
"	西今小角	西今小角	"	子	子
"	中石伊芝人	中石伊芝人	"	子	子
"	湊夏横角	湊夏横角	"	子	子
"	中清杉	中清杉	"	子	子
"	沼尾泉川	沼尾泉川	"	子	子
"	野田泉	野田泉	"	子	子
"	尾田泉本	尾田泉本	"	子	子
"	田葉	田葉	"	子	子
"	烟村	烟村	"	子	子
"	野藤山	野藤山	"	子	子
"	近中	近中	"	子	子

## 2. 想定

京都大学防災研究所協議議員会規程

(昭和26年11月8日制定)  
(昭和27年5月28日改正)

(昭和27年3月26日改正)  
第一条 防災研究所の重要事項を審議するため、防災研究所協議会を置く

第二条 協議員会は、専任教授及び兼任教授で組織する。

2 所長が特に必要と認めたときは、協議員会の議を経て学部教授に協議員を委嘱することができる。

第三条 所長は、協議員会を召集し、議長となる。

2 所長に事故あるときは、年長の協議員が代理する

第四条 協議員会は、協議員の過半数が出席しなければ開会できない。

#### 第五条 議事の方法は協議員会で定める

第六条 協議員会に幹事を置き、事務官中より所長  
が命ずる。

2 幹事は、議長の指揮をうけて会務をつかさどる。

京都大学防災研究所委託研究規程

(昭和31年1月10日制定)

(昭和21年1月10日制定)  
第一条 本所の研究に關係のある学理的问题の解明  
を委託しようとする者があるときは、その研究  
の委託に応ずることがある。

第二条 研究を委託しようとする者は、所長を通じて  
総長に願い出なければならない。

**第三条 委託研究の願出を受諾するときは、所長はその研究担当者、研究期間、研究費及び研究方法を定めて委託者に通知するものとする。**

第四条 委託者は、委託研究に要する物件費、人件費その他の経費を指定の期間内に前納しなければならない。但し、特別の事情があると認められたときは、分納を許可することがある。

2 指定の期間内に研究費を納付しないときは、研究受託は、取り消すものとする。

**第五条** 一旦納付した研究費は、返還しない。  
**2** 天災その他不可抗力の理由により研究を完遂し得ないときは、研究費の一部または全部を返

第六条 委託事項の研究が終了したときは、所長は研究成績を委託者に通知すると共に研究担当

者の名を以て公表することができる。